

令和4年度 第2回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年5月25日

令和4年度 第2回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年5月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉 会

1. 開会

○議長 それではただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催についての報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24人、全員の出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できることを御報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名をさせていただきます。

今日の議事録署名委員は、議席番号5番の金子隆司委員、議席番号6番の徳田義信委員。両委員よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号18番 ～

～ 報告第1号 番号3番 ～

～ 報告第2号 番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、まず番号1番については、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、まず番号1番について、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、譲渡人の希望で譲り受けるための申請です。図面は6ページに示しています。

現地は、梅や桃などの果樹があり、果樹園として利用すると聞いています。同じ丹波市とはいえ、譲受人の住所が申請地から遠いのが気になるところではございますが、譲受人の実家が

すぐ近くにあり、拠点として利用できるそうです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 番号2番について、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、7ページに地図は示しています。

現在、申請地にはイチゴハウスが建っております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告なのですが、これについても農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いします。

（該当委員退席）

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号３番は、農地を売買により取得し、事業を拡大するものです。図面は９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号４番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号４番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号４番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、９ページに図面を示しております。

地域委員会といたしましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

なお、誓約書が添付されておりますので、朗読をもって報告をいたします。

青垣町稲土字〇〇〇番の登記地目が畑、現況地目は宅地の土地について、昭和６０年頃に畑として購入をいたしました。その後、農地法に定められた手続きをしないで牛舎を建築し、その後、牛を飼うのをやめて、現在は居宅兼物置の敷地として利用をしております。３５年以上、牛舎そして居宅兼物置としてこの農地を利用しており、非農地証明願を提出する予定でございます。という誓約書がついております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号5番～番号11番、報告第1号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

まず番号5番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番につきましては、農地を贈与により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は、10ページに示しております。

申請地の左右にビニールハウスがあり、譲受人が経営されております。その方に贈与したいということでございます。

5月16日、地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、農業を始めたいというもので、図面は11、12ページに示しております。

現在、この方は、経営する会社の都合で、配偶者の住所は〇〇市に置いたままです。当面御主人だけで丹波市と〇〇市を行き来しながら、農作業をするということでございます。

水稻は、大型機械を持っておられませんので、作業を委託して耕作する予定ということです。

現在、所有の農機具は、管理機1台、草刈機1台で当面しのいで、約200平米の畑で、野菜等を3年間ほど作っておられました。

というようなことで、こちらで頑張ってみたいということでございます。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて番号7番、番号8番、番号9番、番号10番を説明いただきたいんですが、番号8番、番号9番につきましては、下限面積の関係がありますので、併議とさせていただきます。

それでは番号7番から番号10番まで、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買で取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は13ページに示しております。

現在、氷上地域で980平米ほどの田んぼで水稻を耕作して、一部野菜等も作っておられます。今回の農地に関しては、黒大豆を中心に作られる予定で、ちなみに耕運機1台、草刈機1台を所有されています。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号8番と番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は売買によるもの、番号9番は贈与による農地の権利移転です。この2つ、どちらも同じ譲受人でして、農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、14ページ、15ページに地図を示しています。

譲受人の耕作面積は、どちらも0となっておりますが、この2つを合わせますと1,376平米で、下限面積に到達できるもので、農用地区域外となっております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたします。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号10番も、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号10番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、16ページに地図を示しています。

地目は畑ですが、長年放置されていたので、廃地になりかけ状態でしたが、譲受人が土を入れて抜根したり、表面をかき混ぜたりして、農地状態を維持しようとしております。農地利用

としては黒豆の栽培や、山椒を植栽しようとしております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしております。

同時に、68ページに形状変更届が出ておりまして、この第3条申請で購入をし、その後すぐ表土を入れて、緩やかな斜面の畑に仕上げて、農地として利用していきたいというものです。先ほど言いました山椒などを順次に植栽していきたいと。

それから後々に問題が発生しないように、地元自治会長及び隣接の自治会長宛てに、確約書を提出されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

○委員 もう1つ、番号11番。

○議長 番号11番はまた後で。

○委員 後ですか。

○議長 番号7番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、番号8番、番号9番を併議として、審議いたします。

番号8番、番号9番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番、番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、また関連の68ページの番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。関連の68ページの番号3番、形状変更届について、御承知おきください。

それでは番号11番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号11番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは番号１１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１１番は、譲渡人の自宅が空き家状態で、隣接する農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、１７ページに地図を示しています。

譲渡人の空き家状態のものも、譲受人が農業用の拠点として利用したいというもので、宅地と畑を同時に購入するということになっております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域員会からの確認報告が終わりました。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

（該当委員復席）

○議長 次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１２番～番号１７番、報告第２号、番号２番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは、番号１２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号１３番を議席番号○番の○○が説明します。

番号１３番は、農地を贈与により譲り受け、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

また、これには誓約書がついておりますが、譲受人の所有農地、畑の一部が雑種地となっておりますので、今後、分筆し非農地証明願を、出す予定ということ聞いております。

続いて、番号１４番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号１４番は、農地を贈与により譲り受けて、経営規模を拡大したいというもので、図面は２０ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、この中で、○番○、３５１平米のうち１０７．３平米に、農業用の物置、これは２アール未満の届が７０ページに出されております。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○委員 番号１５番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号１５番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２１ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

それと、譲受人の住所が○○市なんですが、土地の所在地まで自宅から６．４キロで、１１分かかるそうです。譲受人は○○市で農業もされております。耕作証明も取っております。

それと、譲渡人はグループホームに入っておられ、９４歳なんですが、財産処分についての意思を確認しております。

○委員 番号１６番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、地図は２２ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１７番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番並びに関連の70ページの番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

なお、関連の70ページの番号2番の農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

番号15番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号18番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は24ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要

件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていると確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号18番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。

先ほどから携帯電話の音がちょこちょこ鳴ったりしておりますので、再度マナーモード等、確認をお願いいたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号6番 ～

～ 議案第3号 所有権移転 番号7番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 番号1番なのですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、研修施設を作るために、転用しようとする申請です。図面は27ページ、28ページに示しているとおりです。

中山間地域に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と考えます。

申請者は、平成30年に3条取得された農地です。その後、耕作されていたのは確認しています。

今回、申請者が〇〇などを行う会社を経営されていて、その施設を宅地部分に建設し、農地を一部施設に、一部駐車場に、そして多くは野外研修フィールドといって、芝生広場のようなところを造る計画です。

地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

こちらにも、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、平成18年1月19日に物置・露天駐車場として、転用許可を得ていたものを、隣接して経営する〇〇の来客用駐車場を作るため、事業計画を変更するための申請です。図面は29ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区に囲まれた範囲で、宅地の割合が43.8パーセントで、第3種農地と判断されると考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、事業計画変更理由書につきましては、先ほども申しましたように、平成18年1月19日に、兵庫県指令丹波許可第〇号にて、転用目的を物置・露天駐車場として許可を受け、その転用に着手したところでありますが、娘夫婦の自宅を建設し、その後、露天駐車場として転用する予定であったところ、娘婿の転勤を余儀なくされ、転用途中でありましたが畑として、利用していたものであります。

今般は、申請者が経営する〇〇の来客用駐車場が不足し、また前面道路の交通量が多いため、事業計画を変更し、来客用駐車場に変更したいと申請したものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて山南地域の案件ですが、番号3番につきましては、5条の番号7番と併議案件とさせていただきます。

それでは、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番、番号4番、議案第3号、番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、ドローンスクールを開設し、その受講者のための貸露天駐車場にするための申請です。

貸露天駐車場、「貸」がついておりますが、申請人が役員を務める会社のためでございます。

始末書につきましては、申請地に昭和54年でしたか、お父さんが無断で農業用倉庫を建設したという始末書でございます。

また、38ページの番号7番でございますが、売買により取得し、貸ドローン練習場を設置するための申請でございます。これも「貸」がついておりますが、4条と同じく自分が役員をしております会社に貸すためでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、その農地の規模がおおむね10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当いたします。

ドローンって言いますとのは、〇〇用のドローン練習場になります。2件とも賃貸借契約書が添付されております。

農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて、番号4番ですが、貸露天駐車場を設置するための申請でございます。これも番号3番と同じく、自分が役員であります会社に貸すための貸露天駐車場となっております。これも賃貸借契約書が添付されております。

また、始末書添付でございますが、今回申請するところの一部に無断で露天駐車場を作ってしまったということです。

これも申請地の農地区分は、番号3番と同じく住宅等が連たんしている地域に近接し、その農地の規模がおおむね10ヘクタール未満のため、第2種農地に該当いたします。

この貸露天駐車場の内容ですが、従業員の駐車場及び来客用の駐車場としておられます。

隣接所有者、地元等の同意も取られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、38ページの番号7番につきましても、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番並びに38ページ、5条の番号7番を、併議案件として取り扱います。

この2つにつきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番並びに38ページの番号7番につきまして、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番並びに38ページ5条の番号7番につきましては、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号5番、番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、90センチから1メートルの埋立てをして、駐車場兼来客用の駐車場整備及びコンテナハウスを設置するための申請です。図面は32、33ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積が3,672平方メートル、宅地の面積が3,395平方メートルで、宅地の割合が92.4パーセントとなり、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断されます。

地元自治会長、水利代表、農会長等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、進入路を確保するための申請です。図面は34ページ、35ページに示しております。

申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地に含まれており、第1種農地と判断されますが、集落の区域に接しており、農地法施行規則第33条第4項の周辺地域において居住する者の日常生活上必要不可欠な施設ということで、第1種農地の例外許可事由に該当すると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 すいません。確認なんですが、進入路っていうのは、こちらの自宅へ入るための進入路ですか。

○委員 そうです。

○議長 途中で切れているこの四角い部分は。

○委員 ここは、ちょっと駐車場みたいになっているところなんですけど、ここもこのままもうコンクリートになってますんで、そのまま進入路として使えるということで。そこに延長させるという。

○議長 そこはもうもともと農地ではない。

○委員 そうです。

○議長 質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号6番、番号8番～番号11番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、売買により農家住宅、露天駐車場として利用するための申請です。図面は、39ページに示しているとおりでございます。

申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地で、中山間地域に存在する、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であるため、その他の農地、第2種農地と判断されます。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は事業計画に対して妥当なものであり、代替地の検討もされ、融資証明書も添付されており、資金面も問題がなく、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、譲受人が一般住宅及び車庫、露天駐車場を建築するための申請です。図面は、40ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地と考えます。

また、周辺で代替地を探されましたが、適切な土地がなく、今回の申請となりました。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障もないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので。

○委員 すいません。その体制で問題なんやけど、一般住宅の場合、500平米超えたら図面出すあれになっとったんちゃうかな。

○委員 実際にはもう住宅のほうでは、150平米ぐらいで。

○委員 いやそら150平米やけど、150平米使ういうて、ほかに何使ういう図面を出した方がええん違うん。今までそうやったんちゃうんですか。

○委員 おおむねということなんで。

○委員 おおむね、そうやけど500平米超えているからね。できたらね、出しといたほうがええんちゃうの。

○委員 すいません。これね、申合せ事項で、600平米になった場合はつけると。

○議長 若干広いようですので、先ほど途中で終わっていますので、595平米の使用の内訳が分かれば。住宅に何平米、駐車場何平米というのがある程度分かっておれば。

○委員 ある程度ですか。ある程度なんですけれども、住宅が164平米。車庫が30平米、それから来客用の露天駐車場というのをちょっと考えておられるようなんですが、それが3台分、横並んだということです。

○議長 わかりました。ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告なんですけど、番号5番、番号6番については一体的なものですので、併議案件とさせていただきます。

それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番につきましては、売買により露天資材置場として利用するための申請です。

この方は、建設業をされておりまして、いろんな場所を探されましたけども、このところが適当だということでございます。図面につきましては、41ページを御覧ください。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題ないことを確認しております。

この場所につきましては、以前から梨を栽培されていましたが、今はされていないようです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続いて、番号4番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号4番は、贈与で譲り受けた後、整地し、その後、貸露天駐車場として利用するための申請でございます。図面は、42、43ページに示しております。

312平米の畑を贈与で譲り受けた後、整地、碎石等を入れ、来客用駐車場、また従業員駐車場として約8台分は置けるという予定です。それ以外には使用はしない誓約書も添付されております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されるところと考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最低限のものであり、農地法5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 次に、番号5番と番号6番について、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号5番と番号6番は、どちらも一体的に利用しようとするものですので、同時に報告をいたします。

売買により分譲宅地として開発し、販売しようとするものです。図面は、44、45ページに示しております。

申請地の農地区分は、○○（鉄道の駅）から500メートル以内に位置するため、第2種農地と判断されるところと考えます。

この農地につきましては、45ページに図面がありますが、それ見ていただいたらよく分かつと思うんですけど、5区画にしまして、分譲しようとするものです。

従来、宅地を造成し、住宅を建設した上で、土地建物を一体的に売買する場合に限り、農地転用が認められるものですが、一定の要件を満たす場合は、住宅建築条件つきで土地を売買する場合でも、転用が認められるとなっております。

その要件といいますのは、農地転用の業者と土地購入者が売買契約を締結し、指定された建設業者と、土地購入者が当該土地に建築する住宅について、一定期間おおむね3カ月以内に建築請負契約を締結すること。一定期間内に契約が履行されなかった場合は、売買契約が解除されることが規定されております。当該土地全てを販売することができないと判断した場合は、残余の土地に業者自らが住宅を建設することになっております。

今回の申請地は、最近転用の案件が多く、次々と住宅が建設されている地域であり、需要が高い地域であります。

また、事業者自らが住宅を建設するようになった場合の建物の建設図面、○○も添付されており、確認しております。

転用することに、隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は事業内容に見合ったもので、農地法5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、開発の届出、隣接道路からの乗り入れるため協議も進めておられます。

本事業に係る工程表や不動産の売買契約書、住宅の工事請負契約書等も添付されており、確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 番号○番の○○です。聞き逃しとったかもしれないんですけど、誰に貸すのか教えていただけたらと思います。

○委員 もうひとつ詳しいことを説明できませんでしたが、東中の○番地の○○さんという○○を、夫婦で経営されておる方に、使用貸借契約書を交わして、○○へ来られる来客用と、それから従業員用の駐車場として、使用するということでございます。

○議長 よろしいか。

○委員 すいません。よろしいですか。○○、髪を切ってもらうお店に貸すということになるんですけど、東中のお店とこの申請地はどれぐらい離れとるんですか。

○委員 距離にしたらそうですね。100メートルほどですね。

○委員 現場を御存じの方として、現実的にお客さんがその距離、離れたところに車を停めて行くというのは、自然な距離なのか、ちょっと無理がある距離なのかというのは、どういうふうに感じられますか。

○委員 幾分そういうことも感じたんですけど、まあ常日頃は、さほどに使用されることが多分ないかも分かりません。いや、○○とか○○とか、いろんな年中かなり一時期にお客さんがどっと停めたいんだと、そのときに代わりになる駐車場がないんで、そこを駐車場として利用したいということで、特にお天気が悪いとか何かのときには、送迎もしますということを聞いております。

○委員 契約書があれば読み上げていただけませんか。

○委員 え。

○委員 使用貸借契約書の内容を教えてください。

○委員 内容を掻い摘んで説明します。貸主を甲、借主を乙とし、下記の不動産について、以下のとおり使用貸借契約を締結した。

第1条、甲はその所有に係る下記の土地を、乙に対し、無償で貸与し、乙はそれを借り受ける。目的の土地は、丹波市春日町中山○番、畑、312平米。

第2条第1項、第1条の土地につき、土地を農地法第5条の許可を得て、譲渡人から売買により、所有権移転を受けた日から10年間とする。ただし期間満了前であっても本契約を解除することができる。その場合、甲は2カ月の予告期間を設けることとする。予告なき場合は、同一条件で更新されたものとみなす。

第3条、本物件を○○来客用及び従業員用の駐車場として使用する。

第4条、乙は、本件を第三者に転貸、譲り渡してはならない。

第5条、乙は本件を常に善良なる管理者の注意義務を持って、随時管理に当たらなければならない。

第6条第1項、乙は本物件に課せられる租税公課を負担する。第2項、甲は本物件に関し、いかなる費用をも負担しない。

第7条、乙が本契約の1つにでも反した場合は、甲は本使用貸借契約を解除することができる。

第8条、本契約終了後、乙はその所有の残期間中について、所有権を放棄し、本物件を直ちに原状に復した上、それを甲に返還しなければならない。

本使用貸借契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、署名捺印の上、各1通を所有する。

○議長 契約書の内容につきましてはよろしいですか。

春日地域委員会で、もう少し簡潔にその駐車場を利用する必要性等につきまして、補足がありましたら説明をお願いします。

○委員 今、〇〇委員さんから確認報告があったんですが、ちょっと離れてはおるんですけども、定着したお客さんは、少々離れておっても店の先に車を置くところがなければ、そこに最初から駐車して、来店されますので、そこを利用されることの見込みは十分にあります。ちょっと離れているけどそこに駐車して店へ行こうという意識は、定着するものですので、提案をさせていただきます。利用の見込みについては問題ないと思います。

○委員 十分あることやと思います。従業員であれば100メートルぐらいの距離やったら一般的に駐車場として、土地を利用するということは、もうすごい一般的な距離かなと思うんで、そのことについてはなるほどというふうに、納得をさせていただきます。

もう1つ不自然というのか、ちょっと納得いكانのが、43ページの地図上の自宅の上側が進入路というふうに表示をしていただいております。

申請者の自宅の上側より下側のほうが広く土地であるように見えるんですけど、この狭いほうをあえて進入路というふうにされるのか、ここが十分に車の通れる幅があるのか、ちょっとこの地図から言うたらちょっと不自然に見えたんで、教えてください。

○委員 42ページの地図を見ていただいたら、そう思われたかも分かりません。その住宅に囲まれとる家そのものは、もっと下で、3.5メートルぐらいほどの通路があります。

○議長 ここは道路から山に向かって坂になっていますので、細い方側はフラットな状態になっています。で、山側に行くほど坂になって段差がついてきますので、山側からは入れないという形状になっておりますので、北側の細く見えるところが進入路になったということでございます。現場はそうになっています。

○委員 事務局。42ページの地図ですが、3メートルほどの距離であれば、借りる人のその場所が地図に含まれるような地図を作っていただけたら、もっと分かりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局 事務局でございます。先ほどいただきました御意見、胸にとめまして、今後の地図作成に当たりたいと思います。

○議長 特にこの場合はちょっとそういう表記が当然必要かなというふうに思いますので、そのような形で、今後は取り扱いをお願いします。

ほかに質問、意見等ございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいでしょうか。番号4番について、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号5番、番号6番を併議案件とします。番号5番と番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。もう一回この住宅建築条件付きいうのを教えてください。ちょっと分かりにくかった。

○委員 通常に分譲住宅は、宅地に造成して、住宅を建築した上で売ろうというのが通常のパターンのようなんですが、それだったら農地転用のこの5条が認められる。しかし一定の要件を満たす場合は、条件つきで土地を売買する場合でも、転用は認められるとなっており、その一定の要件が、農地転用の業者、ここにある譲受人の業者とですね、土地購入者、分譲を5つに区切って、そこを買おうとする土地購入者が売買契約を締結して、指定された建設業者と土地の購入者が住宅を建てますという約束、契約ができれば、できる状態で5つを売っていくんだということになっております。

で、それが一定期間内にそういった土地が売れない場合、いつまでもその土地が売ることができない場合は、売買契約が解除されるということが規定されておりますし、土地全てを販売できないと判断した場合は、残りの土地に業者自らが住宅を建てることになっておるようです。

ですから5区画あって1つは売れたけど、あと4つが残っている、いつまでも売れないとなった場合には、そこを業者自らが家を建てて、住宅を土地と一緒に売らないかんという条件がついておるといのが、住宅建築条件付きというらしいです。

○委員 あれでしょ。譲受人と別に販売業者がおって、また別に建築業者がおるということ。

○委員 当然に譲受人が、その建築販売業者になつとるという認識です。その中間に業者が入っているようなことは書いてありません。

○委員 注文住宅を販売する場合は、こういう契約が要るけど、建売の住宅を販売する場合は、この方式じゃなかったても大丈夫だということ。そういう認識なんですか。

○委員 通常5条は、家を建てて売るんですけど、それは農地法転用の許可要件、これはそのままいけるんですけども、もし売れない場合、どうするんやということがある場合に、建築条件付きの分譲住宅というシステムに乗っけて、販売していくということのようです。

○委員 そしたら同じ家の建て方ですかね。その辺、建売として考えたら。

○議長 ○○委員。

○委員 横からすいません。議席番号○番の○○ですけど、本来は建売でですね、造成を全部して、5条なら分譲で建売条件出してするんですが、昨今の販売状況を見ると、注文住宅のほうが人気で、いわゆる売り建て、注文住宅で許可を取ってやる。ただし造成だけでして、後が残ったものをほったらかしにするっていうのが昔あったようなので、こういうふうにして、条件付きで、建築条件付きの売買の予定地という形で許可を取ることが可能だというふうに、県の

通知、農水省の通知も出ていますので、その旨に沿って、申請されとるんだと思います。で、万が一、今さっき地域委員長もおっしゃっていましたが、万が一それが果たせなかった場合は、その後について、業者のほうから自ら住宅を建築するということで、それについてのコストであるとか、〇〇であるとか、裏付けも取った上での契約ですので、まあそれでオッケーじゃないかと思います。

○委員 そしたら転用許可をもって、売れなかったらそのままじゃなしに、売れなかったらもう建てて売ると、正確に言うと。そういう条件なんや。

○委員 そういうこと。

○議長 よろしいですか。

○委員 今、ちょっと説明聞いとったんですけど、〇〇がちゃんとついているということですけど、売れなかった分の〇〇みたいに聞こえたんですけど、何軒分の〇〇がついとんのか。5軒分の〇〇がついとんのか、ちょっと教えてください。

○委員 書類を見た中で、建築費が〇〇万になっています。土地取得費が〇〇万です。議案書の中に〇〇万とあるのは、5軒分の、売れないから家を建てるという〇〇も含んでいるという判断です。

○委員 ありがとうございます。それで、45ページの図面を見ると、こんな家を建てますという図面になっていまして、宅地分譲であれば買った人が好きな家を建てるおりから、こんな図面あり得へんはずやと思ったんですけど、今の説明の、もし申請者が自ら建てないといけなくなったらこういう家ですよ、という図面をここに付けてもうとるということでしょうか。

○委員 はい。そういうことで判断しております。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番、番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、山南地域の案件について、番号8番、番号9番について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号8番、番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

番号8番、番号9番については、図面を見ていただいたら分かるように、一体的なものでございますので、併議案件とさせていただきたいと思います。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番と番号9番は、売買により一般住宅を建築するための申請でございます。

申請地の農地区分は、街区の面積が6,120平米、宅地が占める面積が3,573平米で

あり、５８．４パーセントを宅地面積が占めております。宅地面積の割合が４０パーセントを超えておりますので、第３種農地に該当いたします。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号８番、番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番、番号９番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番、番号９番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１０番、番号１１番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１０番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号１０番は、売買により貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は４７ページ、４８ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の９６．２２パーセントが宅地になっており、宅地割合が４割を超えている第３種農地と判断されるところと考えます。

申請者は、〇〇会営を営み、〇〇等を１２０枚、資材置場として利用することを希望されております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号１１番も〇〇が説明いたします。

番号１１番は、売買により貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は４９ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が１０ヘクタール未満のため、第２種農地と判断されます。

申請者も、同様の〇〇会社の役員であり、会社の〇〇の〇〇を６０本置きたいということを希望されており、今回の申請に至っております。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、50ページ、使用貸借権設定許可申請承認についてを議題いたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、法人の代表が所有する農地を、法人が無償で借り受け、太陽光発電設備を設置するための申請です。図面は51ページに示しています。

申請地の農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

それと51ページの地図の工事進入路は、幅3メートルはありますので、十分通れます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、譲受人が一般住宅を新築するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請でございます。結婚を機に手狭になった実家より、住宅を新築するために、父親、〇〇さん所有の土地を使用貸借し、一般住宅を建築するものでございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、譲渡人の孫が一般住宅を新築するための使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は53、54ページに示しています。

申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が57パーセントで、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断できると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩とします。

(休憩)

(再開)

～ 議案第4号 番号1番～番号8番 ～

○議長 会議を再開いたします。

議案第4号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告なんですが、番号1番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は6ページに示しております。

5月16日に現地を確認したところ、現地は山林になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号2番～番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告なのですが、番号2番、番号3番について、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番、番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しております。

58ページを見ていただきますと、名前が申し上げられないので、経過書を報告いたします。

申請地は、私の亡夫が結婚して独立するため、亡夫の兄名義の土地に昭和63年に住宅を建て、現在に至っております。

5月13日に確認したところ、現地は住宅が建っており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和63年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに、問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号3番を説明いたします。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は8ページに示しております。

5月13日に確認したところ、現地は鉄骨造工場が建っているため、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として証明することに、問題はないと思います。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は59ページに示しております。

5月13日に現地を確認したところ、住宅跡地になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和45年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号5番～番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は60ページに示しております。

5月13日に現地を確認したところ、露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなったのは昭和50年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて、番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番、番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページにつけております。

5月13日に地域委員会で確認をいたしました。現地は山林と住宅地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は番号6番が平成2年頃から、番号7番は昭和20年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の（2）のウに該当するため、地域委員会といたしましては、証明することに問題がないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、すいません。

○○委員。

○委員 議席番号○番の○○です。

ちょっと教えてください。○番○の中に、何か白いところがちょっとあるけども、何ですか。

○委員 お墓です。

○委員 分かりました。了解です。

○議長 質問、意見等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しています。

5月12日に確認しましたところ、現地は杉や桧の山林になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和５７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号８番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号８番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号８番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 番号１号～番号２号 ～

○議長 議案第５号、農地法第３条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号１番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番について、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

これは、令和３年６月２５日に３条許可をされておったんですが、この会社は京阪神に２店舗の〇〇を経営しておりまして、コロナ禍で、なかなか経営が厳しいということでございます。当初はこの農地を活用して、経営規模を拡大していこうということでございましたけれども、このとおり経営規模を縮小ということで、食材を作ることができないということでございまして、こういう取消しの理由でございます。やむを得ないと考えております。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はありませんか。

〇〇さん。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。許可年月日が令和３年６月２５日、ほぼ１年前です。普通であれば、何か耕作されて、栽培されて、この農地を作られとったというふうに思います。１回そうやって利用したものを、許可の取消しという形ができるのかどうか。この許可から、許可の取消しまでの期間の決まりみたいなものがあるのかどうか。１回利用したら、もう許可の取消しではなくて、また３条申請をしないといけないのか、何かその辺のところが、１年経ってから、恐らく利用したのではないかと思われるところを、許可の取消しという手法がええのかどうかというところを、教えてください。

○委員 関連です。よろしいですか。

あと、この譲渡人ですね、もうこれでひょっとしたら、まあそれは春日地域委員会では確認されていると思うんですけど、もしこれ農業経営を廃止されていた場合とかですね、あとは例えば御高齢であるとか、まあ正直な話、許可を取消して、農地を返しても困るみたいな感じではないのかと。もう恐らくこんだけ、〇〇委員さんもおっしゃったように、もう１年経って、

一作、ワンシーズンっていうたらいいですかね。一冬超えているわけですから、ここで返しても、ましてやここ譲受人は法人であったというふうな形、それやったらもうほかの次、3条で引き受けてくれる人を、許可の取消しもいいんだけど、今回はもうそれで構わないですけども、それやったらもうほかにどっか違う人を探してよという形に、もし僕がこの譲渡人の立場やったら、今さらみたいな感じもせんことはないんで、これはもう我々のこれからの課題ではあると思うんです。これをまた認めると、ひょっとしたらまたこれの悪用という悪いですけども、こういう事例が出てくるかもしれない。それやったら断ろかってなって。断るほうが手放しやすいと。これは多分レアケースであってほしいんですけど、その辺は心配だなと思います。この取消しを認めない。認めんというつもりはないんですけども。その辺やっぱり心配でした。〇〇委員おっしゃるように、期間が空いているというところで、取消願はちょっとそれもね、譲受人が法人であるというとな、ちょっと何かずとんと腑に落ちない気がします。

○議長 今の質問に対して、春日地域委員会としての確認、また地元としてその辺の期間の空いていることについて、考え方ということについて、それぞれ、意見をいただきたいと思います。

○委員 ここにつきましては、今も作付けはされていない状態でございますね。ですから所有権移転も何もしてないような状態です。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

先ほど担当委員さんの方から確認報告がありましたが、所有権移転登記はされておられません。今回、譲受人と譲渡人から連名で取消願が出ておりますので、この場合は取消しができるというケースになろうかと思います。

○議長 よろしいですか。

○委員 はい。それでいいですけど、意思確認はされているということで、まあまあこういう事例こそ、僕は始末書かなと思ったりするんですけどね。はっきり言っているんな始末書出とるけど、こういう事例こそ始末書を書いて、取り消してくれぐらい言いたいところですが、もう結構です。

○委員 譲受人の所有農地はほかにありますか。

○委員 譲受人は、土地はほかに持っておられます。そこにビニールハウスをされてですね、何とかそこで作物を作っておられます。

それと、もうちょっと付け加えますけども、令和3年6月25日に許可が出ましたけども、もう1件同時期に、許可が出ておりましたが、もう1件につきましては、許可から2カ月後ぐらいに許可取消願が出ました。それは皆さんの承認をいただいております。あと、今回の取消願はさきほど申しあげましたとおりです。所有の農地は、ちょっと何平米持っているのか、ちょっとそこまで把握しておりませんが、よく栽培をされておられます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可を取り消すこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可を取り消すことと決定いたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 この件の許可取消願について、議席番号〇番の〇〇が説明をします。

本人が非常に意欲的にこの冬、3条許可申請をされて、許可を取られたんですが、ちょっと病気になられて、非常に体調が悪いというようなことで、本来、耕作をするつもりではあったんですが、現状では無理だということで、許可取消願というのが出ております。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可を取り消すこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可を取り消すことと決定いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 続いて、議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読。

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 5月16日の地域委員会において、番号1番から番号19番について確認しました。

柏原地域の全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

その中で、番号7番についてなんですけども、以前、別の方と利用権設定されて、これを返してくださいということで、返してもらったところなんですけども、その後、〇〇委員にお願いしまして、次の耕作者を探していただいて、新たに利用権設定ができた案件となっております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続いて、氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２０番から番号７２番まで、５月１３日に氷上地域委員会で確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

また、番号２３番と番号２５番につきましては、農の学校の卒業生が農地を借りて耕作するということでございます。

それから、番号３３番につきましては、この当該地に移住される方が、このあと３条で農地を取得予定の利用権設定として、されるものであります。

また、番号３９番、番号４１番は、親から借り受けるものでございます。そういうことで、番号３９番、番号４０番、番号４１番を１区画として農業をされるということで、お聞きしております。

また、番号５６番につきましては、当該地に拠点がありますので、そこで農業をされるということで、今の利用権もございます。

また、番号５９番、番号６１番、番号６２番につきましては、当該地で新規就農されていることがあるので、農地を借り受けして、有機農業をされようとしております。

番号６５番につきましては、実家が申請地にございまして、農業を今までからされているということでございます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号○番の○○です。

番号３９番、番号４０番、番号４１番の方が心配ですが。

○委員 そうですね。柏原でも御心配を受けているところでございますが、家の近辺で親からのということでございますので、農業がしたいということです。

○委員 そうですか。

○委員 地元の推進委員さんにも、気にかけていただくようお願いしています。

○議長 ほかに質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域ですが、農業委員会に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 5月13日の青垣地域委員会で、番号73番から番号101番まで確認いたしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 ここで議長を交代します。

○議長 春日地域における農用地利用集積計画の決定についてを議題としますが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 5月16日の春日地域委員会にて、番号102番から番号133番まで確認いたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日地域委員会における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定するこ

とに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答します。

該当委員復席をお願いします。

(該当委員復席)

○議長 ここで議長を交代します。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号134番から番号150番まで、5月12日に確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

市島地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 5月12日、番号151番から番号179番まで確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。○○委員。

○委員 すいません。番号152番から番号154番の方、お住まいはマンションかな。拠点はどっかあるんですか。

○委員 農の学校の卒業生。そこからされると。

○委員 農機具とかはあるんですか。

○委員 集落で持っている機械を借りられるように聞いていますね。少しの間は。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

該当委員復席をお願いします。

(該当委員復席)

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号2番朗読。

○議長 事務局から説明が終わりました。補足することはありますか。

○委員 別にないんですけども、この方は、もう土地を取得したらデコポンをやるということで、こういったかさ上げされて、ずっと以前からされていますので、ここでもされるということですよ。

○議長 ○○委員。

○委員 すいません。この申請じゃないんですが、毎回こうして出ることが多いんですが、かさ上げですけれども、これだけ高くかさ上げしなかったら栽培ができないのかどうか。これ埋立てを目的として買われていて、それでこの申請が通るんだったら、それでよしとしとるんですが、建設業の方、こんな人がたくさん出てきたら、いかがなものかなと思うんです。で、そういう集荷とか農地については、建設業の方に頼んで、かさ上げして何か作りいな、果樹でも作りいなかいうふうな格好で、これから進めていったら解消されるというような考えも持ったりしたりもするんですが、これが農業委員会で、これだけの高さのかさ上げしなければ、果樹栽培ができないのかどうか、その辺も含めて一応すいません。お聞きしたいと思ひまして。

○委員 この方は、以前からこうやってかさ上げやって、それで作業効率を考えると、その高さに合わせるほうがよいということです。

○委員 別に悪いことじゃないと思うんですけどね。埋立ての費用の利益のほうが優先されるようなことも考えられるんで、そういう考え方が許されるんならと考えると、ないことはないんです。だからそういう意味ではどうなんかなと思って。

今の柏原の件じゃなしに、市島でも遊休農地一步手前ぐらいで、何も作ってないんやけど、建設業者と一緒にかってかさ上げして、本人に聞いたら豆作る計画と聞きましたが、ほんま豆作るのかなと思って。こういう案件もあるさかいに。これは建設業者の金儲けやないかという疑いもあるし、ちょっとそういうのが市島にも出てきているんで、耕作者を疑うわけではないんですが、今まで遊休農地にしとんのにこんな作らないだろうと腹の中では思ってるんやけどね。

○委員 この方は、デコポン作るんやって全体に木が植わってますんで、そこは間違いがないと

思います。

○議長 今回の報告第1号の番号1番と番号2番につきましては、柏原地域からこういった内容で、確認を取っております。

○○委員から、いろいろ懸念がありますがということもございますので、今ちょうど建設業者とか、そんなんも入れてかさ上げるっていう、まあそうかなっていうふうな案件がある、それぞれの地域であろうかと思いますが、十分確認いただいて、その後きっちり耕作がしていただけるように、確認をして、進めていただきたいと思いますので、もし今までに問題があるようであれば、また報告いただいて、考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかに、番号1番と番号2番につきまして、質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局から説明が終わりました。補足することはありませんか。

○委員 この方ですけど、以前に2アール未満の届をされて、用水路を作られていました。その後、田んぼを2枚買われましたので、その真ん中に用水路がついていたんですけども、仕事の効率が悪くなってきているということで、今度は端に、L型でつけたいということになりましたので、以前の用水路は廃止され、農地に戻し、新たに用水路を新設したいということでございます。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、農地法施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番～番号2番朗読。

○議長 質問等はございませんか。

○委員 この認定新規就農者っていう言い方を以前から、ずっとしてると思うんですけど、青年等就農計画の認定、この言い方がちょっと違う、別のものなんかなと最初思ったら、何のことはない、裏面は認定新規就農者となっておりますんで、こっちのところで分かるんですけど、この名前について、何か変わったのか、以前からこれ使われとったのか、ちょっと教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 事務局でございます。名称の変更はございません。

○委員 前から。

○事務局 前から。農業経営改善計画の認定で、認定農業者と同じです。

○委員 なるほど。分かりました。

○議長 よろしいですか。

○委員 それと恥ずかしいことを言うんですけどね、認定新規就農者というのは、これはどこかが認定後はバックアップしているんですか。

○議長 そしたらその辺の説明を事務局お願いします。

○事務局 事務局でございます。

最終的にどこが認定するかということは、市長の認定です。

○委員 それでどこの担当や。

○事務局 担当というのは、部署のこと。

○委員 市長が皆いろんなこと、名前だけや。

○事務局 所管は農林振興課でございます。

それから、全体総会の中の議案にあると思いますが、認定新規就農者のサポートチームというのがございます。それは農業委員会の農地利用最適化推進委員さん。各推進委員さんが、サポート委員ということで位置づけはされております。

○委員 それ位置づけだけで、きっちりできてんの。位置づけだけちゃうん。名前だけちゃうんか。農林振興課は何か仕事しとんのか。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

ただいまの質問ですけども、農業委員会事務局で農林振興課が仕事をやっているかやっていないかというのを回答するのは、不可能かなというふうに思っています。

○委員 いやいや分かっとる。ほんでね、言うといてほしい。農林振興課にせよ兵庫県にせよ、実際にできてないんですわ。恥ずかしい話やけど、僕の地元で潰れました。実は。これは潰れる要素をたくさん持った子やったんですけど、若い子やったんで、何とかやってほしいなということで、僕もいろいろと応援したんですけど、なかなか期待外れやって、潰れてしまいました。途中でお金を返還せんなんようになって。

せっかくこうして、2人の方が認定されているんやから、丹波市の多大なるバックアップ、兵庫県にも言うといてほしいです。兵庫県は何もとらへん。口ばかりや。厳しく言うといてください。

○議長 今も話がありましたけど、17件の認定新規就農者というのが丹波市内にはあるということでございますので、我々農業委員会としても対応させていただこうと思いますし、事前給付資金がありますので、それをもってまず経営が成り立つように、いろんなところからサポートしていくということです。

ちなみにこの番号1番の人は、農の学校の卒業生で、〇〇の施設園芸のイチゴの研修をして、今回独立してやろうという方です。

番号2番の方は、その地元の方で、お近くの認定農業者であつたり、そういう人たちでサポートしたりしているということは聞いております。

そのような形で、そういう新規でやろうとしている人は、恐らく農の学校の卒業生とか、どんどん出てきておりますので、そういうバックアップの体制がしっかり取れるように、農業委員会としてもいろんなところで意見を挙げたり、サポートしたりということは必要かなというふうに思いますので、今後気にかけてやっていきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

ほかに質問等はありませんか。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○議長 報告第3号、青年等就農計画の認定につきまして、御承知おきいただきたいと思います。

全ての議案が終わりましたが、何かこの際、御質問等がありますか。

○委員 （活動における相談）

○議長 それではすいません。本日の会議はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年5月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（5番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（6番委員） _____ ㊟